型式承認事務

（総務省消防庁予防課）

１．事務・事業の概要

消防法第２１条の２により規定される検定とは、消防の用に供する機械器具等のうち、一定の形状等を有しない場合には火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助等に重大な支障を生ずるおそれがあるため、重要な消防用機械器具等については、総務大臣の登録を受けた検査機関で厳しい試験及び検査を行い、その品質を確保しなければならないとされている。

型式承認とは、検定対象機械器具等の型式に係る形状等が総務省令で定める検定対象機械器具等に係る技術上の規格に適合している旨の承認をいう。

２．指定、登録等の基準

消防法（昭和２３年法律第１８６号）

〔検定〕

第２１条の２

消防の用に供する機械器具若しくは設備、消火薬剤又は防火塗料、防火液その他の防火薬品（以下「消防の用に供する機械器具等」という。）のうち、一定の形状、構造、材質、成分及び性能（以下「形状等」という。）を有しないときは火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助等のために重大な支障を生ずるおそれのあるものであり、かつ、その使用状況からみて当該形状等を有することについてあらかじめ検査を受ける必要があると認められるものであつて、政令で定めるもの（以下「検定対象機械器具等」という。）については、この節に定めるところにより検定をするものとする。

２　この節において「型式承認」とは、検定対象機械器具等の型式に係る形状等が総務省令で定める検定対象機械器具等に係る技術上の規格に適合している旨の承認をいう。

３　この節において「型式適合検定」とは、検定対象機械器具等の形状等が型式承認を受けた検定対象機械器具等の型式に係る形状等に適合しているかどうかについて総務省令で定める方法により行う検定をいう。

４　検定対象機械器具等は、第２１条の９第１項（第２１条の１１第３項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による表示が付されているものでなければ、販売し、又は販売の目的で陳列してはならず、また、検定対象機械器具等のうち消防の用に供する機械器具又は設備は、第２１条の９第１項の規定による表示が付されているものでなければ、その設置、変更又は修理の請負に係る工事に使用してはならない。

〔型式承認〕

第２１条の３

型式承認を受けようとする者は、あらかじめ、日本消防検定協会（以下この節において「協会」という。）又は法人であつて総務大臣の登録を受けたものが行う検定対象機械器具等についての試験を受けなければならない。

２　前項の試験を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、申請書に総務省令で定める検定対象機械器具等の見本及び書類を添えて、協会又は同項の規定による登録を受けた法人に申請しなければならない。

３　協会又は第１項の規定による登録を受けた法人は、前項の申請があつたときは、総務省令で定めるところにより、前条第２項に規定する技術上の規格に基づき、当該申請に係る検定対象機械器具等についての試験を行い、その試験結果に意見を付してこれを前項の申請をした者に通知しなければならない。

〔登録〕

第２１条の４５

第１７条の２第１項又は第２１条の３第１項の規定による登録（以下この節において単に「登録」という。）は、次に掲げる業務の区分ごとに、特殊消防用設備等の性能に関する評価並びに検定対象機械器具等についての試験及び型式適合検定（以下この節において「検定等」という。）を行おうとする法人の申請により行う。

一　特殊消防用設備等の性能に関する評価を行う業務

二　消火に係る検定対象機械器具等についての試験及び型式適合検定を行う業務

三　火災の感知及び警報に係る検定対象機械器具等（前号に掲げるものを除く。）についての試験及び型式適合検定を行う業務

四　人命の救助に係る検定対象機械器具等その他の検定対象機械器具等（前二号に掲げるものを除く。）についての試験及び型式適合検定を行う業務

〔登録の基準〕

第２１条の４６

総務大臣は、前条の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次の要件を満たしているときは、登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、総務省令で定める。

一　別表第２の上欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合する者を有していること。

二　別表第３の上欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機械器具その他の設備を用いて当該業務を行うものであること。

三　登録申請者が、第１７条の２第１項の規定により性能評価を受けなければならないこととされる特殊消防用設備等又は第２１条の３第１項の規定により試験を受けなければならないこととされる検定対象機械器具等を設計し、製造し、加工し、又は販売し、若しくは販売の目的で陳列する事業者（以下この号及び第２１条の５２第３項において「事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ　登録申請者が株式会社である場合にあつては、事業者がその親法人（会社法（平成１７年法律第８６号）第８７９条第１項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ　登録申請者の役員（持分会社（会社法第５７５条第１項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める事業者の役員又は職員（過去二年間に当該事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ　登録申請者の代表権を有する役員が、事業者の役員又は職員（過去二年間に当

該事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

四　検定等の業務を適正に行うために必要なものとして、次に掲げる基準に合するものであること。

イ　検定等の業務を行う部門に前条各号に掲げる業務の区分ごとにそれぞれ専任の管理者を置くこと。

ロ　検定等の業務の管理及び精度の確保に関する文書が作成されていること。

ハ　ロに掲げる文書に記載されたところに従い検定等の業務の管理及び精度の確保を行う専任の部門を置くこと。

２　総務大臣は、前条の規定による申請をした法人が次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。

一　その法人又はその業務を行う役員がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない法人であること。

二　第２１条の５７第１項又は第２項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない法人であること。

三　第２１条の５７第１項又は第２項の規定による登録の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となつている法人であること。

３　登録は、登録検定機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　登録を受けた法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三　登録を受けた業務の区分

四　検定等を行う事務所の所在地

３．指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	JCN	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
なし	なし	なし	なし	なし

４．指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

なし

５．指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
消防法施行令　別表第３	消防法施行令　別表第３

６．指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（令和５年９月１日現在）

改正の必要なし。

７．政策評価

法人未指定のため政策評価の対象外。